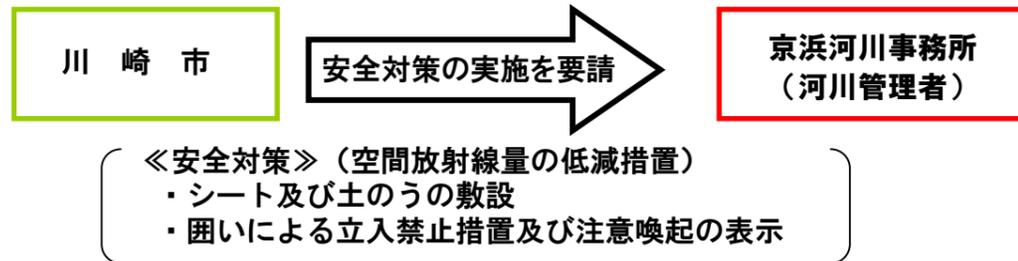


1 現地の状況について

- ◆所在地 川崎区殿町3丁目先の多摩川河川敷（3箇所発見）
- ◆管理者 国土交通省京浜河川事務所
- ◆放射線量 最大値 1.0 μSv/h（測定高1m） 2.52 μSv/h（測定高5cm）
- ◆核種分析 最大値 26,660 Bq/kg（放射性セシウム134、137）
- ◆安全対策 ①河川管理者である国土交通省京浜河川事務所において、シート及び土のうの敷設、囲いによる立入禁止措置、注意喚起の表示を実施
②空間放射線量の定期的なモニタリング（京浜河川事務所、川崎市）
※①の措置により、各現地の囲いの外側においては、本市の公共施設等における空間放射線量の目安値（0.19 μSv/h）以下を確保

2 主な経過について

- ◆平成24年3月 1箇所目（現地③）発見（市民の通報による）
- ◆平成24年5月 2箇所目（現地②）、3箇所目（現地①）発見（市民の通報による）



- ◆平成24年8月 国土交通大臣及び環境大臣あて市長名による要請文提出

<要請概要>

【国土交通大臣あて】
国の責任において本事業について速やかに汚染土壌の撤去を含めた抜本的な対策を図るほか、他の河川敷等において同様の事案が発生した場合は速やかに適切な措置を講じること。

【環境大臣あて】
国が管理する用地、施設等における局所的な汚染箇所について、所管省庁の責任において汚染土壌の撤去等適切な措置を講じること。また、局所的な汚染箇所への対応について、民有地を含め、安全対策等の実施主体や経費に関する考え方を明示するなど、より具体的な対応方法を示し、必要な財政的支援を行うこと。

- ◆平成24年9月 国の見解

<国の見解（概要）>

- 原発事故に由来する放射性物質の除染への対応については、本年1月に施行された「放射性物質汚染対処特措法」（以下「特措法」）に基づき対応している。（国交省・環境省）
- 貴市においては、「特措法」の適用を受けない地域ではないため、本年3月に環境省が対応の目安として定めた「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」を参考に、関係者間（河川管理者（国交省）含む）で協議の上、対処していただきたい。（環境省）
- 本事業については「特措法」の対象外であり、河川管理者が除染等の措置を行う条件が整っていない。ただし、市が自ら除染の対応を講じる場合は、必要な協力を行う。（国交省）

3 国土交通省（河川管理者）との協議経過

- ◆平成24年10月 国土交通省（河川管理者）との協議概要

- 1 川崎市が、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、暫定的かつ緊急的な措置として、汚染土壌を除去することについて
→ 必要な協力は行う。（国土交通省）
- 2 除去した土壌については、河川管理者（国土交通省）の管理地から発生したものであることを前提に、保管及び除去費用等の取扱いについて
→ 保管及び除去費用等の取扱いについて引き続き協議する。（国土交通省）
- 3 当該事案については、「放射性物質汚染対処特措法」が適用されない局所的な汚染箇所への対応事例として、今後、同様の事例が発生した場合のモデルケースとなるよう河川管理者（国土交通省）と川崎市が連携して取組みを進めることについて
→ 引き続き協議する。（国土交通省）

4 対応の方向性（案）

基本的な考え方

市民の安全・安心な生活環境を確保するため、国（河川管理者）と連携し、本事業の抜本的な解決に向け取組みを進める。

方向性の確認

- 1 川崎市が、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、暫定的かつ緊急的な措置として、汚染土壌を除去する。（平成24年度中の除去を目指す。）
- 2 除去した土壌については、河川管理者（国土交通省）の管理地から発生したものであることから、その保管について河川管理者（国土交通省）と協議する。
- 3 除染等に要した経費については暫定的に川崎市が負担し、その取扱いについて河川管理者（国土交通省）と協議する。
- 4 当該事案については、「放射性物質汚染対処特措法」が適用されない局所的な汚染箇所への対応事例として、今後、同様の事例が発生した場合のモデルケースとなるよう河川管理者（国土交通省）と川崎市が連携して取組みを進める。